

2024年6月20日
国立市男女平等推進市民委員会

行政と

民間の

協働

行政と民間の協働
ー女性支援新法とは？

新法施行により、
何が変わるのか、
何を变えるのか。

遠藤良子 プロフィール

NPO法人くにたち夢ファーム Jikka責任者

社会福祉法人かいゆう理事長

1985年より、東京都国立市で、子どもの登校拒否問題、子どもと女性の悩み相談などの地域相談活動始める。

2006年より、越谷市、鶴ヶ島市、武蔵野市などの女性相談員を務める。
現・八潮市女性相談員

くにたち夢ファームJikkaとは

DV被害者、貧困による生活困窮者、シングルマザー、高齢単身者、精神障害を抱える方、家に居場所がない若年者、外国籍の方など、社会構造による困難と生きづらさを抱える女性と子どもたちに、シェルター／コミュニティ／生活の場を提供し、当該女性たちが自立し主体的に生きていくための支援を行っています。



活動内容

1

相談事業

DVや貧困など困りごと相談対応、主体的な自分を取り戻し自立していくための相談事業

2

パーソナルサポート事業（国立市との協働事業）

避難・転宅支援、役所・病院・裁判所などへの同行支援、家事・育児・金銭管理などの生活支援

3

UR都市機構との提携居住支援事業

Jikka × UR都市再生機構 × 国立市社会福祉協議会の三者連携による困難を抱える女性への居住支援

4

広報・啓発事業「女性の困難問題をひらく」

DVなど女性の生きづらさについての広報・啓発

5

オープンスペース運営

誰もが気軽に立ち寄り交流できる居場所、講座やイベントの実施など

6

食の支援

利用者への昼食提供、フードパントリー、多子家庭への食事づくり支援

7

ハンドメイド部

生きづらさを抱えた女性たちが作品を作り、交流する場。 ネット販売の支援も実施

相談件数（のべ）：
平均約100件／月

2023年実績：
約1,200件

国立市とJikka 連携の経緯

官側

- ・断らない(法制度内で)
- ・公的機関(病院、警察等)に限る

民側

- ・断らない(制約なし)

経緯

2013年 共同研究会、シンポジウム

2015年 WAM助成金を得て、NPO法人くにたち夢ファーム設立

2018年 国立市で夜間休日電話相談開設。くにたち男女平等参画センター「パラソル」開設。

2019年 国立市とJikka提携による「女性パーソナルサポート事業」開始

女性支援新法が目指すもの

女性支援新法

困難を抱える女性支援に関する法律

「女性」を自認するあらゆる人々が、
その尊厳が守られ自由に自分らしく生
きられる社会を、ともに目指していくた
めにできた法律。

求められること

当事者中心主義：官民協働

実践的であること

これまでの公的支援

法律に基づき、行政の様々なしばりの中での制約ある支援。

DV防止法

「配偶者暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の制約

加害者が罰せられたり、反省するための教育を
受けることなく被害者を保護する(隠して逃がす)
ための法律



カテゴライズされた支援

なぜ

被害者が逃げ惑わなくてはならないのか？

これまでの公的支援

- 加害者が配偶者であるか否か？で支援を決める
- それまでの生活や人間関係をすべて断ち切り、マイナスからスタートする生活再建
- 売春防止法が根拠法であるため、当事者を保護矯正の対象として視る目
- シェルターに入るか戻るか？の二択

親子、きょうだい間等はNG

遠方へ逃がす

施設設備・利用規定・施設職員
の目線

二者択一を迫る相談のあり方

取りこぼされる人たち、拒否する人たち、解決できず病んでいく人たち、犯罪に逃げる人たち

女性支援法に基づくこれからの支援

NPO法人くにたち夢ファーム *Jikka*



閉じられた支援から 開かれた支援へ



DVをひらく

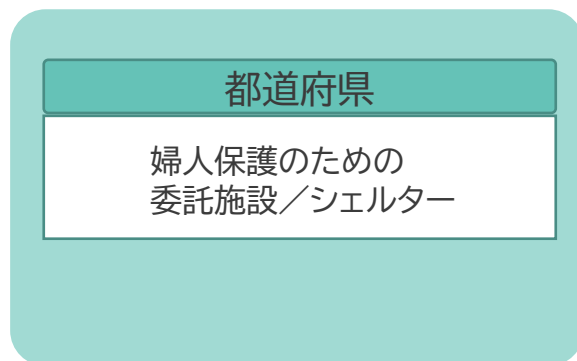
当事者中心主義⇒官民連携が必要

Jikkaのパーソナルサポート

NPO法人くにたち夢ファーム *Jikka*



従来の女性支援



2019年からスタート



国立市との協働事業

「女性パーソナルサポート事業」とは

当事者を中心において、ワンストップで
支援できる体制を地域の中でつくっていくこと

- ・様々な公的機関との連携
- ・地域の社会資源との連携活用
- ・民間団体、市民、地域の住民との協働

当事者中心主義

官民協働



現在行っている パーソナルサポート事業

NPO法人くにたち夢ファーム *Jikka*



相談支援

電話・メール・面接

顧問弁護士による
法律相談

心理支援

カウンセリング
グループワーク



緊急宿泊 支援

(一時避難者)

シェルター

ステップハウス

居住支援

URとの協働

民間アパート借り上げ

都営住宅入居の手助け

同行支援

市役所、警察署、
婦人相談所、
児童相談所、病院、
ハローワーク、学校、
買い物、娯楽、等

アウトリーチ

自宅訪問相談、
食事のデリバリー、
部屋の片付け掃除、
修繕

食料支援

フードパントリー、
社会福祉協議会との連
携、地域民間団体との
連携

就労支援

Jikkaフリースペースのボラ
ンティア(調理・掃除など)
自分を発信することを実践す
る(ハンドメイド部や漫画な
ど)

パーソナルサポート事業の課題

広域連携 の必要

他市からの相談者は、宿泊費が自費となる。
生保申請、福祉サービス等、行政の支援を必要とする場合、責任を負う自治体／団体はどこか？
生活再建のための行政サービス利用は複雑で、一つの支援では済まない

広域連携と初動の重要性を感じた事例

相談者の住所地 自治体X市での支援がたち行かず、Jikkaにたどりついた30代Gさん

行政窓口の無理解

- ・当事者の主張を信じない
- ・虐待の認識の浅さ
- ・支援可能期間の限界
- ・支援メニューに無理矢理当てはめようとする

二択をせまる

精神病院入院か。
虐待を我慢するか。

自治体行政への不信

相談者が自治体行政への不信の固まりになって、以降、行政への相談全般が困難になる。

Jikkaの丸抱えとなる→数ヶ月居住→現在はパーソナルサポート事業の対象

居住実態

住民票はX市、居住実態は国立市。
Jikkaがある国立市だけに、押し付けるのはあまりに無責任。
各自治体で同じように支援出来る制度が必要。

※30～40代単身で「精神障害者」のレッテルを貼られたまま、地域で孤立し人生に絶望している女性たちからの相談が少なくない。
広域連携の中で回復の道を探る必要性。

Jikkaの特徴～当事者中心主義～

支援者という隣人であるために

- ・全ては当事者から始まり、当事者から学び、当事者に終わる。
- ・支援者はジャッジする人ではない。まずはその人の魅力を見つける。好きになる。
- ・スタッフ全員が対等な立場にいる。

スタッフと利用者を区別しない。スタッフも利用者になる可能性をもつ人、利用者もスタッフになれる力を秘めた人、女性という仲間としての目線を持つ。



支援者自身の自己開示が行われる。

当事者同士の共感性は他に比類ないものがある

Jikkaの特徴～当事者中心主義～

支援者という隣人であるために

- ・横に並ぶ支援。

→日常的には、向き合わずに、しかし段階を画す時になったらしっかりと対峙することを恐れない。相手を信頼しきって言い切る。

- ・コアスタッフは必ず一つ、自分がJikkaでやりたい活動(担当)をもつ。自立的なスタッフでいる。

→曜日ごとの日替わりメニュー。その日の「店主」 月曜日～金曜日、隔週土曜日等、それぞれに。

- ・囲い込まない。抱え込まない、困ったらお互いに相談しあう。

- ・ピンチはチャンス。本当の課題は「困ったこと」としてしか出てこない。

- ・支援者ができることなどほんのわずか。

→解決する力は当事者本人がもっているし秘めている。それを信じて待つこと。

- ・ただ隣に座っているだけでよい。相手が立つまでは立たずに隣に座って待つ。

- ・自分に限界を感じたら、正直に伝え、終えること。

公的支援と民間支援の協働

民間の特徴

- 一人の当事者の困りごとから出発する
- 支援は一人ででも始められる
- 時間を問わない
- 行政への批判を黙って聴く
- 何でも聴き、できることは何でもする(とにかくやってみる)

行政と 付き合うときの こちらの姿勢

- 対等感をもつ(下請けにならない)
- 情報を共有する(責任の分担)
- ジェンダーの視点を優先する
- 仲間として接する

公的支援と民間支援の協働

課題解決

官民それぞれが**官側**の連携協働、**民側**の協働連携が前提。

行政内部での関係機関・関係部署同士の連携協働がなければうまくいかない。

民間は、単独で支援できる人材もお金も場所もない。

地域の多様な社会資源を発掘し、連携協働し、多様な市民からの支持・共感・支援を受けることで、

活動に巻き込み理解者を増やしていく必要があります。⇒**DVをひらく**

自分たちだけで完結する支援は持続可能とはならない。

そうした支援体制の中でこそ、当事者がエンパワメントされ、自立を希望あるものとして目指すことができる。

公的支援と民間支援の協働は、それが完成型ではなく、そこから更に発展して地域づくりの**根幹となる活動**として

位置づけられる必要がある。**ソーシャルインクルージョンの実践。**